ⅱ）売買契約締結後に、買主が上記ⅰ）に違反することが判明した場合は、管財人は、催告をすることなく売買契約を解除することができるものとする。

ⅲ）買主は、上記ⅱ）に基づき売買契約が解除された場合において生ずる損害については、名目の如何を問わず一切売主に対して請求することが出来ないものとし、売買代金を支払済みの場合は、買主をして、違約罰として既払金返還請求権を放棄せしめる。

③　売却できない場合の措置

担保不動産を平成28年４月末日までに売却できなかった場合は、当該更生担保権者は、以下のⅰ）又はⅱ）を選択することができる。なお、当該更生担保権者が、上記期日から２週間を経過する日までに、管財人に対して書面でⅰ）の意思表示を行わない場合は、ⅱ）を選択したものとみなす。

ⅰ）当該更生担保権を放棄する。放棄した場合の処理は、本節第７の定めによるものとする。

ⅱ）平成28年６月末日付で、確定更生担保権額の弁済に代えて、当該担保不動産を代物弁済により取得する。

当該更生担保権者が上記ⅱ）を選択した場合（選択したものとみなされる場合を含む。）、代物弁済に伴う名義変更手続に要する費用は、当該更生担保権者の負担とする。

④　小高物件に関する特則

ア　売却

更生会社が価値代償物の支払いを受ける前に、小高物件の売却手続が完了した場合、確定更生担保権額の権利の変更、弁済、及び売却方法については、本節第２・２⑴①及び②の定めを適用する。

この場合、価値代償物は、買受人に帰属するものとし、実質売却価額に加算しない。

イ　みなし売却

小高物件の売却手続が完了する前に、更生会社が価値代償物全額の支払いを受けた場合、価値代償物の金額が確定し、更生会社が価値代償物の支払いを受けたことをもって、小高物件の売却手続が完了したものとみなし、確定更生担保権についての弁済を行うものとし、確定更生担保権の権利の変更及び弁済については、本節第２・２⑴①の定めを適用する。ただし、価値代償物の算定、決定または確定が、小高物件の財産価値の全部が喪失されておらず、一部財産価値が存するとの前提にてなされた場合は、小高物件を構成する一部のみが売却されたものとみなし、本節第２・２⑶の定めを準用する。

本節第２・２⑴①の定めの適用、又は本節第２・２⑶の定めの準用にあたっては、受領した「価値代償物」を「不動産売却代金」とみなし、「実質売却価額」は、第２章第１節３の定めにかかわらず、価値代償物から、下記＜Ａ＞記載の諸経費の合計額を控除し、下記＜Ｂ＞記載の項目の金額を加算した金額をいう。

記

＜Ａ＞

ア　更生会社負担の原子力損害賠償ＡＤＲ手続、民事調停手続、及び民事訴訟手続等の紛争解決手続（以下「ＡＤＲ手続等」という。）に要する手数料、郵券、交通費その他実費相当額

イ　更生手続開始決定日以降、更生会社が価値代償物の支払いを受けた日の前日までの、小高物件の固定資産税、都市計画税等の公租公課。ただし、更生会社が現に事業に使用していた期間にかかるものは更生会社が負担するものとして控除しないものとし、固定資産税及び都市計画税の納税負担の起算日は４月１日とする。

ウ　更生手続開始決定日以降、更生会社が価値代償物の支払いを受けた日の前日までの共益費、管理費、火災保険料等の小高物件の維持管理費用。ただし、更生会社が現に事業に使用していた期間にかかるものは更生会社が負担するものとして控除しない。

エ　その他、価値代償物の受領に関連して更生会社が負担した費用で、担保権者の同意を得た費用

＜Ｂ＞

オ　更生手続開始決定日以降、更生会社が価値代償物の支払いを受けた日の前日までに生じた小高物件にかかる果実。ただし、控除項目イ及びウを控除する場合に限り加算するものとし、更生会社が現実に収受したものに限る。

カ　ＡＤＲ手続等を経て受領した遅延損害金のうち、更生手続開始決定日以降、更生会社が価値代償物の支払いを受けた日の前日までの期間に相当する部分。

ウ　売却及びみなし売却ができない場合の措置

平成28年４月末日までに、小高物件を売却できず、かつ、更生会社が価値代償物の支払いを受けられなかった場合（価値代償物の算定、決定または確定が、小高物件の財産価値の全部が喪失されておらず、一部財産価値が存するとの前提にてなされた場合を含む。）は、当該更生担保権者は、以下のⅰ）又はⅱ）を選択することができる。なお、当該更生担保権者が、上記期日から２週間を経過する日までに、管財人に対して書面でⅰ）の意思表示を行わない場合は、ⅱ）を選択したものとみなす。

ⅰ）当該更生担保権を放棄する。放棄した場合の処理は、本節第７の定めによるものとする。

ⅱ）平成28年６月１日付で、確定更生担保権額の弁済に代えて、小高物件（価値代償物を含む。）を代物弁済により取得する。

当該更生担保権者が上記ⅱ）を選択した場合（選択したものとみなされる場合を含む。）には、代物弁済に伴う手続に要する費用は、当該更生担保権者の負担とする。

⑵　継続使用不動産にかかる更生担保権の権利の変更及び弁済方法

別表７－２「更生担保権弁済計画表（不動産　継続使用）」記載の確定更生担保権については、以下に定めるところに従い弁済する。

①　権利の変更及び弁済方法

別表７－２「更生担保権弁済計画表（不動産　継続使用）」記載の確定継続使用予定の不動産にかかる更生担保権については、確定更生担保権額全額を、平成25年から平成28年まで、毎年８月末日限り、４回に分割して弁済する。

分割弁済額は、第１回目については、確定更生担保権額の10％相当額、第２回目については、確定更生担保権額の20％相当額、第３回目及び第４回目については、確定更生担保権額の各35％相当額とする。

②　継続使用不動産の換価予定不動産への変更

ア　変更手続

管財人は、管財人の判断で、別表26「担保権の目的物一覧表（不動産）」記載の継続使用不動産について、確定更生担保権額が本更生計画に基づき全額弁済される前に、更生担保権者に対して書面で通知することにより、換価予定不動産に変更することができる。

当該変更後は上記①の定めにかかわらず、変更された継続使用不動産にかかる更生担保権については、本章第２・２⑴②の方法により担保不動産を売却処分し、それにより得た実質売却価額を、以下のイないしエに定めるところに従い、不動産売却代金全額受領日から３か月を経過する日の属する月の末日までに弁済する。